|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 見出し／本文 | やさしい日本語 |
| 60 | 母子寡婦福祉資金貸付について | おさんとどもだけのや、おさんとおさんがいないどもがりることができるおについてー |
| 母子家庭の母や父母のいない未成年者(20歳未満)は、住宅の補修・移転、医療介護、修学などの分野でお金が必要となった際に、無利子または低利で資金の貸付を受けることができます。  ○貸付対象者 （１）母子家庭の母（配偶者のいない女子で20歳未満の児童を扶養している人） （２） 寡婦（かつて母子家庭の母だった人） （３） 父母のいない児童（２０歳未満の人） （４）母子家庭の母が扶養する児童 （５）配偶者のいない女子が扶養する２０歳以上の子 （６）４０歳以上の配偶者のいない女子で児童を扶養していない人  貸付金の用途や貸付限度額、返済期間、利子などは市区町村によって違いますので、まず周りにいる市区町村職員もしくは避難所の責任者に相談してみてください。 | のは、ない\*でおをりることができます。をりることができます。  \*がないこともあります。  ＊は、おをりたとき、りたおのほかにうおのことです。   1. していないので、どもをてていて、どもがまだ２０になっていない 2. してどもをてたことがあるので、どものおさんがんでしまった 3. おさんとおさんがいなくて、まだ２０になっていない 4. おさんがいなくて、おさんがてているども 5. ２０か２０よりもので、 していないおさんにのためのおをしてもらっている 6. ４０か４０よりものので、していない   のとき、りることができます。   * をしたり、ひっこしをしたりするためのおがいるとき * にったりをけたりするためのおがいるとき * にくためのおがいるとき   おをりるときのまりは、、、でしいます。  のためのおをりることができるか、いくらまでりることができるか、いつまでにさなければならないか、がいくらか、などがいます。  もっとよくりたいは、まわりにいるやのか、のをするのにきいてください。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 見出し／本文 | やさしい日本語 |
| 60 | 母子寡婦福祉資金貸付について | お母(かあ)さんと子(こ)どもだけの家族(かぞく)や、お父(とう)さんとお母(かあ)さんがいない子(こ)どもが借(か)りることができるお金(かね)についてー母子寡婦福祉資金(ぼしかふふくししきん) |
| 母子家庭の母や父母のいない未成年者(20歳未満)は、住宅の補修・移転、医療介護、修学などの分野でお金が必要となった際に、無利子または低利で資金の貸付を受けることができます。  ○貸付対象者 （１）母子家庭の母（配偶者のいない女子で20歳未満の児童を扶養している人） （２） 寡婦（かつて母子家庭の母だった人） （３） 父母のいない児童（２０歳未満の人） （４）母子家庭の母が扶養する児童 （５）配偶者のいない女子が扶養する２０歳以上の子 （６）４０歳以上の配偶者のいない女子で児童を扶養していない人  貸付金の用途や貸付限度額、返済期間、利子などは市区町村によって違いますので、まず周りにいる市区町村職員もしくは避難所の責任者に相談してみてください。 | 下(した)の人(ひと)は、少(すく)ない利子(りし)\*でお金(かね)を借(か)りることができます。母子寡婦福祉資金(ぼしかふふくししきん)を借(か)りることができます。  利子(りし)\*がないこともあります。  ＊利子（りし）は、お金（かね）を借（か）りたとき、借（か）りたお金（かね）のほかに払（はら）うお金（かね）のことです。   1. 今(いま) 結婚(けっこん)していない女(おんな)の人(ひと)で、子(こ)どもを育(そだ)てていて、子(こ)どもがまだ２０才（さい）になっていない人(ひと) 2. 結婚(けっこん)して子(こ)どもを育(そだ)てたことがある女(おんな)の人(ひと)で、子(こ)どものお父(とう)さんが死(し)んでしまった人(ひと) 3. お父(とう)さんとお母(かあ)さんがいなくて、まだ２０才（さい）になっていない人(ひと) 4. お父(とう)さんがいなくて、お母(かあ)さんが育(そだ)てている子(こ)ども 5. ２０才(さい)か２０才(さい)よりも年上(としうえ)の人(ひと)で、今(いま) 結婚(けっこん)していないお母(かあ)さんに生活(せいかつ)のためのお金(かね)を出(だ)してもらっている人(ひと) 6. ４０才(さい)か４０才(さい)よりも年上(としうえ)の女(おんな)の人(ひと)で、結婚(けっこん)していない人(ひと)   次(つぎ)のとき、借(か)りることができます。   * 家(いえ)を直(なお)したり、ひっこしをしたりするためのお金(かね)がいるとき * 病院(びょういん)に行(い)ったり介護(かいご)を受(う)けたりするためのお金(かね)がいるとき * 学校(がっこう)に行(い)くためのお金(かね)がいるとき   お金(かね)を借(か)りるときの決(き)まりは市(し)、区(く)、町(まち)、村(むら)で少(すこ)し違(ちが)います。  何(なん)のためのお金(かね)を借(か)りることができるか、いくらまで借(か)りることができるか、いつまでに返(かえ)さなければならないか、利子(りし)がいくらか、などが違(ちが)います。  もっとよく知(し)りたい人(ひと)は、まわりにいる市役所(しやくしょ)や町役場(まちやくば)の人(ひと)か、避難所(ひなんじょ)の世話(せわ)をする係(かかり)の人(ひと)にきいてください。 |